

## 全国ラリー共済の支払いについて

### <規約>

選手が加入した自賠責保険、任意自動車保険、各地区JMRCラリー共済（見舞金）、各地区JMRC共済（見舞金）、スポーツ安全安保険、傷害保険の使用を優先し、本共済はその不足分を補填する。

### <対物賠償保険金について>

- JMRC 関東ラリー共済 対物：30万円（免責10万円）
- 全国ラリー共済 対物：50万円（免責10万円、他保険を優先し複数事故による同一日開催の競技会での支払い限度額100万円）

#### 例1 JMRC 関東ラリー共済にも加入した選手が損害額100万円の事故を起こした場合

- ① JMRC 関東ラリー共済での支払い  
損害額が100万円と支払い限度額30万円を超えているため、30万円から免責10万円を控除した**20万円**が給付される。
- ② 全国ラリー共済の支払い  
損害額100万円からJMRC 関東ラリー共済からの支払額20万円を控除した80万円は、全国ラリー共済の限度額50万円を超えているため、免責10万円を控除した**40万円**が給付される。 **合計給付60万円**

#### 例2 JMRC 関東ラリー共済にも加入した選手が損害額50万円の事故を起こした場合

- ① JMRC 関東ラリー共済での支払い  
損害額が50万円と支払い限度額30万円を超えているため、30万円から免責10万円を控除した**20万円**が給付される。
- ② 全国ラリー共済の支払い  
損害額50万円からJMRC 関東ラリー共済からの支払額20万円を控除した30万円に対し免責10万円を控除した**20万円**が給付される。 **合計給付40万円**

### 例3 JMRC 関東ラリー共済にも加入した選手が損害額 30 万円の事故を起こした場合

① JMRC 関東ラリー共済での支払い

損害額が 30 万円から免責 10 万円を控除した **20 万円**が給付される。

② 全国ラリー共済の支払い

損害額 30 万円から JMRC 関東ラリー共済からの支払額 20 万円を控除した 10 万円に対し免責 10 万円のため給付されない。 **合計給付 20 万円**

### <支払い限度額を超えた場合について>

#### 例4 対人と搭乗者合計で 400 万円を超えた場合

対人 400 万円、搭乗者 200 万円の事故が発生し、600 万円の支払いが必要な場合  
(600 万円は他保険での支払い後の不足分)

全国ラリー共済の同一日開催の競技会での支払い限度額は対人と搭乗者合計で 400 万円であることから、限度額の 400 万円を損害額の比率 (対人 400 万円 : 搭乗者 200 万円⇒2 : 1) に分けて支払う。

支払額は、対人で 266.7 万円、搭乗者に 133.3 万円

#### 例5 対物で 100 万円 (免責を除き) を超えた場合

対物事故が 3 件 (100 万、70 万、40 万、計 210 万円) 発生し、各 10 万円の免責を除いた 180 万円の損害について支払いが必要な場合(金額 210 万円は他保険での支払い後の不足分)

全国ラリー共済の同一日開催の競技会での対物の支払い限度額は 100 万円であることから、限度額の 100 万円を免責控除後 (各 10 万円引いた額) の損害額の比率 (90 万円 : 60 万円 : 30 万円⇒3 : 2 : 1) に分けて支払う。

支払額はそれぞれ、50 万円、33.3 万円、16.7 万円

※端数が出た場合は、百円の位で四捨五入とする

以上